

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務一式の業者選定評価表

企画提案者名：

委員名：

評価基準		評価点				
		基準点	加点(大)	加点(中)	加点(小)	合計
(1)商品について	① 清涼飲料水等の選定については、発注者と協議のうえ決められるよう提案されているか。	3	5	3	1	8
	② 商品の補充は定期的に行い、欠品にならないように配慮されているか。	3	5	3	1	8
	③ 使用済容器等の回収は回収容器が溢れることないよう定期的に行い、再資源化に努めるようになっているか。	3	5	3	1	8
	④ 使用済容器等のゴミの最終処理まで責任を持ったものとなっているか。	3	5	3	1	8
(2)自動販売機の保守対応	① 故障等の対応については、自動販売機設置業者が行うようになっているか。	3	5	3	1	8
	② 自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記されているか。	3	-	-	-	3
	③ 利用者等の苦情等の問合せについては、誠意ある対応を行い、トラブルの無いように対処しているか。	3	-	-	-	3
(3)自動販売機について	① グリーン購入法に定める基準を満たしているか。	3	-	-	-	3
	② JIS規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じる提案となっているか。	3	-	-	-	3
	③ 周りの色合いに合わせたものとなっているか。	3	5	3	1	8
(4)清涼飲料水等の料金	① 料金設定については、通常販売価格を上限となっているか。	3	-	-	-	3
	② アルコール類の販売価格については、各地方施設の実情に応じた価格となっているか。	3	5	3	1	3
(5)手数料	① 販売手数料については、売上に対する料率の提案がされているか。	3	提案する手数料率 (%)			3
	提案する手数料率をそのまま加点する。（例：手数料率20%であれば20点）					
(6)その他	① その他、施設に合わせた企画提案が出されているか。	3	5	3	1	8
(7)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項 ※複数認定等に該当する場合は、最も配点が	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	-	4			
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	-	6			
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 認定段階3(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	-	8			
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) プラチナえるぼし認定	-	10			

高い区分に より加点を 行うものとす る。	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) ⑤ 行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))	-	2	
	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん認定(平成29年3月31日までの基準)	-	4	
	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) トライくるみん認定	-	6	
	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん認定(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)	-	6	
	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん認定(令和4年4月1日以降の基準)	-	8	
	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) プラチナくるみん認定	-	10	
	青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ユースエール認定	-	8	
	内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人 相当する各認定等に準じて評価する。		2・4・6・ 8・10	
	合 計	42	50 (※)	92 (※)

(※) 提案する手数料率を加算した得点を評価点とする。